

教育こども委員会報告資料

報告第41号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

・・・・P 1

報告第42号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

・・・・P 3

福岡市立小・中学校特別教室空調整備P F I 事業にかかる実施方針の策定
等について

・・・・P 5

コロナ禍における学校教育活動について

・・・・P 8

令和 2 年 12 月
教 育 委 員 会

報告第 41 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴えの相手方	滞納学校 給食費	支払督促 申立日	専決処分 年月日
<p>個人が特定される情報については掲載しておりません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情報については掲載しておりません。</p>	<p>円</p> <p>422,103</p>	<p>令和2年 7月2日</p>	<p>令和2年 9月4日</p>
<p>個人が特定される情報については掲載しておりません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情報については掲載しておりません。</p>	<p>139,715</p>	<p>令和2年 7月2日</p>	<p>令和2年 9月4日</p>
<p>個人が特定される情報については掲載しておりません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情報については掲載しておりません。</p>	<p>210,347</p>	<p>令和2年 7月2日</p>	<p>令和2年 9月4日</p>
<p>個人が特定される情報については掲載しておりません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情報については掲載しておりません。</p>	<p>124,162</p>	<p>令和2年 7月31日</p>	<p>令和2年 9月29日</p>
<p>個人が特定される情報については掲載しておりません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情報については掲載しておりません。</p>	<p>209,493</p>	<p>令和2年 8月7日</p>	<p>令和2年 11月6日</p>
<p>個人が特定される情報については掲載しておりません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情報については掲載しておりません。</p>	<p>163,772</p>	<p>令和2年 8月7日</p>	<p>令和2年 11月6日</p>
<p>個人が特定される情報については掲載しておりません。</p> <p>学校給食費請求事件</p>	<p>個人が特定される情報については掲載しておりません。</p>	<p>163,772</p>	<p>令和2年 8月7日</p>	<p>令和2年 11月6日</p>

報告第 42 号 学校給食費に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方らが督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴 え の 相 手 方	滞納学校 給 食 費	支払督促 申 立 日	専決処分 年 月 日
<div data-bbox="137 394 469 472" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人が特定される情報については掲載していません。</div> 学校給食費請求事件	<div data-bbox="496 409 987 524" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人が特定される情報については掲載していません。</div>	円 124,162	令和2年 7月31日	令和2年 11月16日
<div data-bbox="137 584 469 663" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人が特定される情報については掲載していません。</div> 学校給食費請求事件	<div data-bbox="496 584 987 698" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人が特定される情報については掲載していません。</div>	380,370	令和2年 8月7日	令和2年 11月16日

福岡市立小・中学校特別教室空調整備 P F I 事業にかかる実施方針の策定等について

小・中学校特別教室空調整備 P F I 事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、実施方針（案）及び要求水準書（案）を取りまとめたので報告するもの。

なお、これらについては、今後、事業者に対して公表し、事業者からの意見等を踏まえ、内容の見直し及び変更を行うことがある。

実施方針	P F I 法第 5 条に基づき、公共施設等の管理者が特定の事業を P F I で実施するにあたり、その方針を定めるもの。
要求水準書	市が本事業において、事業者を求める業務の内容等について示すもの。

1 実施方針（案）の概要

（1）事業目的

児童生徒の健康で快適な教育環境を確保するとともに、災害時により柔軟に対応するため、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備を、市立小中学校の特別教室に整備する。

（2）事業内容

①事業規模

区分	教室の種類	整備対象校数（教室数）	
		東部	西部
小学校	理科室，音楽室，図画工作室，家庭科室	41 校 (173 教室)	49 校 (204 教室)
中学校	理科室，音楽室，美術室，技術科室（木工室・金工室），家庭科室（調理室・被服室）	30 校 (208 教室)	24 校 (172 教室)
計		71 校 (381 教室)	73 校 (376 教室)

②業務範囲

本事業の業務範囲は、空調設備の設計業務，施工業務，工事監理業務，所有権移転業務，維持管理業務及び移設等業務とする。

③事業期間

- ・事業契約の締結 令和 3 年 12 月
- ・設計及び施工期間 事業契約締結日 ～ 令和 4 年 12 月
- ・維持管理期間 引渡日の翌日 ～ 令和 17 年 3 月 31 日
※施工完了後，順次供用開始

（3）事業者の募集及び選定等

①事業者選定方法

総合評価一般競争入札方式

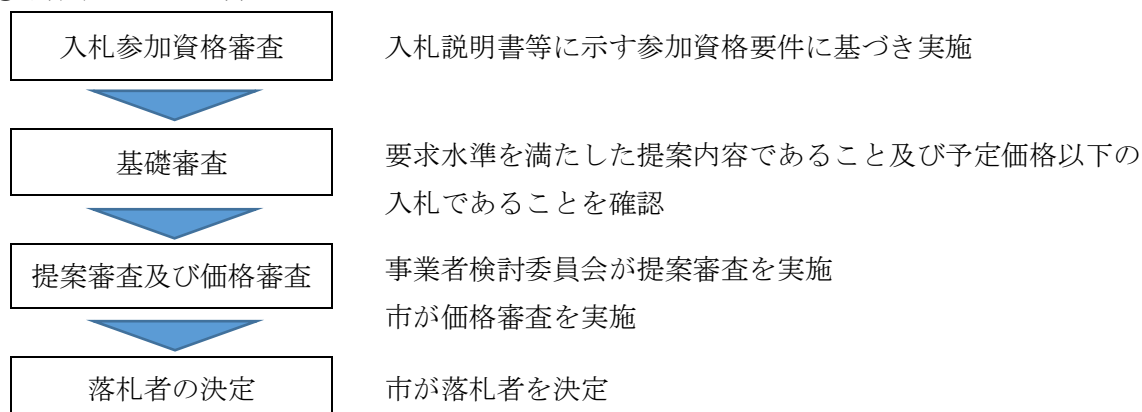
※入札価格に加え、業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する。

②入札参加資格

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた企業で構成されるグループとする。

担当業務	参加資格要件	◇全ての企業が満たすべき要件
		◆1者以上が満たすべき要件
設計	◇競争入札有資格者名簿（委託：設備設計）への登録 ◇設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者 ◇平成 23 年度以降に、完成済みの室内機 10 台以上・延床面積 500 m ² 以上の建物を対象とする空調設備の設計の元請としての実績	
施工	◇競争入札有資格者名簿（工事：電気または管）への登録 ◇競争入札有資格者名簿（工事：管）にあっては、平成 23 年度以降に、完成済みの室内機 10 台以上・延床面積 500 m ² 以上の建物を対象とする空調設備の施工の元請としての施工実績 ◆管工事に係る特定建設業の許可、かつ、競争入札有資格者名簿（工事：管）の格付 A 等級	
工事監理	(設計業務と同様)	
維持管理	◇選択したエネルギー方式での運用に必要な資格を持つ者 ◇平成 23 年度以降に、完成済みの室内機 10 台以上・延床面積 500 m ² 以上の建物を対象とする、連続して 1 年以上の空調設備に関する維持管理の実績	

③事業者選定の手順



④福岡市立小・中学校特別教室空調整備 P F I 事業に係る事業者検討委員会

区分	役職	氏名	所属等
学識 経験者等	委員長	尾崎 明仁	九州大学大学院 人間環境学研究院（都市・建築学部門） 研究院長 教授
	副委員長	後藤 明	株式会社日本政策投資銀行 九州支店 企画調査課長
	委員	香川 治美	九州産業大学 建築都市工学部 住居・インテリア学科 准教授
行政	委員	榊 洋朗	中学校校長会 副会長（花畑中学校長）
	委員	西村 孝志	教育委員会 教育環境部長

2 要求水準書（案）の概要

（1）基本方針

- ① 快適で健康的な室内環境の実現
- ② 安定したサービス提供のための事業実施計画
- ③ リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保
- ④ ライフサイクルコストの縮減
- ⑤ 地場企業の活用・地域経済への貢献
- ⑥ 環境への配慮

（2）主な要求水準

設計	<ul style="list-style-type: none">・消費エネルギー量の削減，環境負荷の低減に配慮した機器の選定・室内気流，温度分布に配慮した機器の台数・設置位置・操作性，安全性への配慮・教室配置等を踏まえた適切なエネルギー方式の選定
施工	<ul style="list-style-type: none">・授業，学校行事等に影響がない範囲での施工実施・施工期間中における施工現場の安全確保・振動，騒音等に対する近隣対策の実施
工事監理	<ul style="list-style-type: none">・スケジュールを遵守した供用開始が可能となる工程管理・性能水準の適合確認・完成検査及び試運転の実施
維持管理	<ul style="list-style-type: none">・事業期間にわたる性能水準の確保，性能劣化の防止・故障等の緊急時における迅速な対応・効果的かつ効率的なモニタリングの実施

3 今後のスケジュール

- | | | |
|------|------|-------------------|
| 令和2年 | 12月 | 実施方針・要求水準書（案）の公表 |
| 令和3年 | 2～3月 | 特定事業の選定 |
| | 4月 | 入札公告 |
| | 8月 | 入札書類（提案書）の受付 |
| | 9月 | 落札者の決定 |
| | 12月 | 事業契約の締結【議決】 |
| | | ※事業契約締結後，設計・施工に着手 |

コロナ禍における学校教育活動について

1 G I G Aスクールについて

- 1人1台端末の整備が11月末で完了し、12月からG I G Aスクールを開始
- 教室内のプロジェクタ、端末、学習プラットフォームを活用した新しい授業スタイルを構築
 - ・指導者用デジタル教科書や学習動画による分かりやすい授業
 - ・学習プラットフォームを使った協働的な学び
 - ・AIドリルによる1人ひとりの習熟度に応じた学習
- 学校で使い慣れた端末を家庭でも使って、オンライン授業を受けることが可能
 - 【対象】コロナによる不安で登校していない児童生徒、不登校の児童生徒、病気等で入院している児童生徒など

2 給食について

- 給食の配膳については、教員と最小限の児童生徒（給食当番）により実施
- 給食前後の手洗い、机を向かい合わせにしない、食事中の会話を控えるなどの取組みを徹底

3 児童生徒の心のケアについて

- 全市一斉面談の実施（11月4日～ 対象：全児童生徒）
- 「こころの授業」の実施（11月16日～ 対象：小学校5年生～高校3年生）
- スクールカウンセラーによる相談体制の強化
 - ・スクールカウンセラーの緊急派遣（11月24日～）
 - ・スクールカウンセラーのオンライン相談（11月24日～）
 - ・スクールカウンセラーの土曜日の相談（11月28日～）
- 24時間子供SOSダイヤル・子どもの人権SOSミニレターの周知（12月10日～）

4 感染症対策について

（1）児童生徒の安全・安心の徹底

- 手洗い・消毒・検温・マスク着用の徹底
- 教職員は原則マスク着用とするが、例外でフェイスシールド・マウスシールドを使用する場合の注意事項の徹底
- 換気の徹底
 - ・常時換気に努める。
教室の2方向（教室の廊下側と外側）の窓を対角に開ける。また、廊下の外側の窓も開ける。上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫しながら換気の徹底に努める。
 - ・換気が難しい場合はこまめに（30分に1回以上）、数分間程度、窓を全開にする。

- ・室温低下による健康被害が生じないように、空調の設定温度を上げての使用や教室内での保温・防寒目的の衣服の着用など、教室内での防寒対策を実施
- ・換気を促すため、CO₂モニターを全市立学校に導入（12月～）し、管理職は教室巡回などの際にCO₂濃度を計測。計測値が1,000ppmを超える場合は教室の窓を全開にするなど、換気を強化

（２）職場における感染症対策の強化

- 国（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）の示す取組の徹底
 - ・体調の悪い方は出勤しない・させない・産業医との連携
 - ・CO₂モニターを活用した換気状況の確認，寒冷な場面での換気等の徹底
 - ・5つの場面の周知，特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室，更衣室）に注意すること
- 職員の発熱等の症状があった場合の対応
 - ・解熱剤・風邪薬なしで平熱になってから2日間経過した後，ぶり返さないかを確認してから出勤する。

（３）学校で新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合の対応について

- ①児童生徒の感染が確認された場合
 - 臨時休業期間は感染が確認された翌日のみ休校とする。
 - 学級閉鎖はこれまでどおり最終登校日の翌日から7日間学級閉鎖とする。
 - 消毒は教職員が実施する。
 - 学級閉鎖の当該学級はオンライン授業を実施する。
- ②教職員に感染が確認された場合
 - 臨時休業期間は職員の最終出勤日の翌日から7日間，原則休校とする。
 - 消毒は学校用務員が実施する。
 - 休校中のオンライン授業については，教育委員会で検討する。

【参考】市立学校の新型コロナウイルス感染状況(令和2年12月1日現在)

- 休校となった学校数 20校（小学校16校 中学校4校）
- クラスターが発生した2校の状況
 - ・南当仁小学校（中央区鳥飼2丁目4番61号）773名 26学級
 - 感染者：児童 5名 教職員 2名 合計7名
 - 休校期間：11月22日（日）～11月24日（火），
11月27日（金）～12月4日（金）
 - 学級閉鎖期間：1クラス 11月22日（日）～12月4日（金）
2クラス 11月30日（月）～12月4日（金）
 - ・高取小学校（早良区昭代2丁目15番51号）1,236名 38学級
 - 感染者：児童 14名 教職員 4名 合計18名
 - 休校期間：11月23日（月）～12月4日（金）